

栗東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成29年度に実施した監査の結果に対する措置状況を次のとおり公表する。

平成30年4月11日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 寺田 範雄

定期監査

（前期）

監査対象：幼児課

所見事項	措置状況
○各種研修会には積極的に参加されるとともに、研修後は復命書の回覧だけでなく、職員全員が研修内容を共有できるよう指導されたい。	○各種研修会への参加につきましては、どの職員にも研修の機会が保障されるように、栗東市保育研究会、栗東市教育研究所、幼児課などの主催の研修の他、対外的な研修等にも参加できるよう、各園で計画的に位置づけ実施しています。職員体制が厳しい中での研修への参加は難しい状況もありますが、職員の資質向上が図れるよう、勧めてまいります。 また、研修後の研修内容の共有につきましても、復命書の回覧に加えて、職員会議時に伝え合ったり、保育実践を通して職員間で学びあったりして、有効な復命方法が工夫できるよう勧めてまいります。

監査対象：学校教育課

所見事項	措置状況
<p>○各学校における各種補助金に関する事務の執行は概ね適正に運用されていたが、一部補助金の不適切な管理が見受けられた。公金の取扱いには十分留意するよう指導されたい。</p>	<p>○一部公金の不適切な管理があったことに関し、早急に善処するよう指示したところですが、今後も公金の取扱いについては、管理職の管理の下、適切に行うよう徹底してまいります。</p>
<p>○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」で通知されているとおりである。各学校における市内業者への発注について、指導されたい。</p>	<p>○物品の購入に関しては、地元事業者の受注機会の増大に努めるべきという通知の趣旨に鑑み、市内発注可能な物品に関しては地元事業者を利用するよう、再度各学校に指導してまいります。</p>
<p>○来年度中学校給食が再開される予定であり、未収金の増加が懸念されることから、他市の徴収方法を参考にするなど学校給食費の徴収方法のあり方も検討し、引き続き未納問題に取り組まされたい。なお、文部科学省において、給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを来年度策定されることから国の動向を注視されたい。また、各学校における給食費未収金について、受益者負担の原則から、各小学校・中学校及び学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○来年度給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインが文部科学省より示される見込みであることから、国と併せて他市の対応等を調査・研究し、よりよい方策を検討してまいります。また、現在給食費の徴収事務を行っている学校と給食事務担当者会議等様々な機会を捉え連携を図ることで、引き続き、徴収率の向上に努めます。</p>
<p>○各学校に配当されている予算の内訳を熟知し、適切に執行されているか随時確認されたい。</p>	<p>○配当予算に関しましては、毎年年度当初等に事務改善検討委員会にて予算執行の注意点について説明を行い、また、随時課題・問題点があった場合は学校間と連絡を行うなど必要に応じて改善を図っているところですが、今後一層適切な執行に向け努力してまいります。</p>

監査対象：教育総務課

所見事項	措置状況
<p>○財務会計事務の適正な執行のため、十分に指導・審査されたい。また、各学校に配当されている予算の内訳を熟知し、適切に執行されているか随時確認されたい。</p>	<p>小・中学校における財務会計事務に関する適正執行のため、適正な指導・審査を引き続き実施します。また、これらの事務・業務の効率化、調査検討を行うため、小・中学校事務改善検討委員会において、各学校配当予算執行等に関する共通認識を深め、適切な予算執行の随時確認を実施していきます。</p>
<p>○来年度中学校給食が再開される予定であり、未収金の増加が懸念されることから、他市の徴収方法を参考にするなど学校給食費の徴収方法のあり方も検討し、引き続き未納問題に取り組まされたい。なお、文部科学省において、給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを来年度策定されることから国の動向を注視されたい。また、各学校における給食費未収金について、受益者負担の原則から、各小学校・中学校及び学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○来年度給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインが文部科学省より示される見込みであることから、国と併せて他市の対応等を調査・研究し、よりよい方策を検討してまいります。また、現在給食費の徴収事務を行っている学校と給食事務担当者会議等様々な機会を捉え連携を図ることで、引き続き、徴収率の向上に努めます。</p>

監査対象：金勝小学校

所見事項	措置状況
<p>○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。</p>	<p>○物品の購入については、市内業者による物品の調達の徹底を図るとともに、月1回の校内会計担当者会議にて確認を行い、適正な処理を進めている。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等を使用する際は、必ず郵券受払簿に切手の種類と必要枚数および残数を記録することを徹底している。また、週1回定期的に郵券受払簿の点検を行い、管理の徹底を図っている。今後も、適正な処理がなされるよう事務職員・管理職で管理に当たっていく。</p>
<p>○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。</p>	<p>○再度、「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づいた財務会計の処理の徹底を図るとともに、月1回定期的に事務職員と管理賞で帳簿の点検を行う。</p>

監査対象：葉山小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○物品の購入等は、地元事業所へ発注するようになっている。引き続き、同じことに留意して発注していきたい。今後、全体へも今回のことを受け、職場内でも広く伝え周知していきたい。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○本校における郵券等の保有を最小限とし、適正な取扱いに努める。郵券等は、現金と類似するものであり現金と同様な扱いをすべきものである、という認識のもと、各自で扱うのではなく、一部のものを厳正に管理する。定期的に、現物と記録の確認を行う。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○「栗東市立小・中学校財務取扱規程」を再度確認し、規程に基づいて、適正な事務執行を行う。

監査対象：葉山東小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○物品については、価格を比べて安い業者から購入することもあるが、可能な限り地元事業者で購入している。また、修繕等についても地元業者に相談するようになっている。学習の一環として校区にあるお店に教員と児童が品物を買に行くこともある。今後も地元業者での購入に努める。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○切手は職員室で保管、管理をしていて使用の際には使用簿に記入し、1ページ毎に使用簿と残数の照合を行っている。今後も職員に適切な使用を行うように呼びかける。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○日付間違いや検収印の漏れなどの不備がないように点検する。また、今一度取扱規程を確認し、適正な事務を執行できるように努める。

監査対象：治田小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○このことについて、職員に再度周知し、市内業者への発注に努めます。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○郵券等については、使用ごとに管理簿に適切に記入してきた。また、保有は最小限度に留めるよう努力してきた。今後も適正な管理に努めていきます。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づいた適正な執行を実施します。

監査対象：治田東小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○図画工作科や理科の教材等、取扱う物品によっては市外業者を使わざるをえないが、同等品、納品期間などの利便性が同じであれば、市内業者を積極的に利用していくように努めている。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○事務職員が郵券受払簿に発送先、摘要、使用者、残数等を記載して、厳正な管理を行っている。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○配当された予算について、学校の財務運営を適正かつ効率的に行うため、年間予算執行計画を策定している。支出負担行為については、事務職員が予算執行簿に記帳し、適切な執行管理に努めている。調書等の作成にあたっては、学校長及び教頭の合議を経て、適正な事務執行を確認した後に教育委員会に送付する流れを遵守している。

監査対象：治田西小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○教材教具は転出入による数量加減や不良品交換等の対応において、頻繁に来校する業者であることが必須である。この対応を要しない物品（花苗、肥料やプール薬剤、グランドライン、公用車ガソリン、灯油、印刷関係消耗品）においては、市農協をはじめ市内業者にて調達するように努める。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配送されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○郵券等の一連事務を主任事務主事が一括して行い、迅速適正に処理している。定期的（定期監査前、年度末）に管理職による校内監査を行う。個人情報に関する書類をすべて簡易書留または書留にするため、郵送経費が必要である。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○予算執行の際の財務会計調書に関しては、主任事務主事が作成し、関係担当、教務、教頭、校長の稟議決済を行ってから市へ提出している。今後も取扱規程に基づき、適正な事務執行に努める。また、定期監査前や年度末には、校内での簡易事前監査を行う。

監査対象：大宝小学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○補助金のある事業に関わる物品等の購入については、地元事業者を中心に受注することを年度初めに職員に知らせておく。公金及びそれに準ずる会計の取扱・出納事務については、管理職も含め複数で確認するとともに、受注先についても必ず確認を行い、市内業者を優先するように指導する。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配送されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○切手・はがきは、職員室の決められた戸棚（施錠できる）に保管し、管理の徹底を図る。切手・はがきの受払や管理は事務主事が責任をもって行い、定期的に切手等の保管状況の把握・管理を進めている。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○「栗東市立小・中学校財務取扱規程」を再度確認する。作成した書類は、管理職・会計担当者の複数の目でチェックし、間違いなく執行する。

監査対象：大宝東小学校

所見事項	措置状況
<p>○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。</p>	<p>○限られた予算を有効に活用するよう努力してきたが、今後も市内業者での調達に努めたい。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。</p>	<p>○ひと月に1回は台帳と郵券の保有数とを照合し、管理している。併せて、引き続き施設のできる場所での保管、適正な執行に努める。</p>
<p>○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。</p>	<p>○取扱規程に基づいて事務執行を行っているが、今後も引き続き、1つの不備のないよう、取扱規程に基づいた事務執行を行いたい。</p>

監査対象：大宝西小学校

所見事項	措置状況
<p>○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。</p>	<p>○物品購入について、地域振興の観点も含め地元業者に発注できるものはすべて、地元業者で購入するように努めたい。また、税金を使用しているということを常に念頭に置き、地元業者に見積もりをとるなど、少しでも安く購入できるよう心がけたい。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等において、月一回のチェックを行い、適正に管理するよう努めるとともに、職員に現金と類似するものであることを周知し、共通理解を図りたい。</p>
<p>○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。</p>	<p>○財務会計調書について、事務担当者の目で二重チェックを行い、決裁者も厳正にチェックを行えるように努めたい。また、「栗東市財務規則」や「栗東市立小・中学校財務取扱規程」等を用いて研修を行い、適正な事務執行を行いたい。</p>

監査対象：栗東中学校

所見事項	措置状況
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○できるだけ地元業者に発注しているが、特定の業者でしか販売していないものなどは、やむを得ず市外の業者に発注している。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○切手類は必要時に宛先、内容物、枚数などを記入し、在庫数も正確に管理している。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○予算執行に際し、収入・支出調書を作成し、通帳と照らし合わせながら管理職でチェックしている。

監査対象：葉山中学校

所見事項	措置状況
○各種補助金に関する事務は概ね運用されていたが、一部補助金の不適切な管理が見受けられた。公金の取扱いには十分留意されたい。	○監査当日まで、補助金を現金のまま担当者が管理していたため、通帳を用意するよう指示。8月18日に学校管理下の通帳を作成した。今後現金での管理とならないよう指示を徹底するとともに、収入調書・支出調書での管理についても徹底した。
○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。	○市内業者での取り扱い物品を11月職員会議にて再確認する。市外の事業所への発注品のチェックを回議時に担当者・事務職員・管理職が行う。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。	○近隣事業所への郵送が数回見られたので、教頭の帰宅時などに直接配送する。
○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。	○押印忘れ等については、実際に不備のあったポイントを事務職・管理職が同時に確認し、失念しやすいポイントとして共通認識のもと今後のチェックにつなげる。

監査対象：栗東西中学校

所見事項	措置状況
<p>○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。</p>	<p>○通知のとおり、市内業者にて調達できる物品等については、市内業者への発注に努めることを職員に周知した。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等については、これまでどおり使用目的を明確にし、郵券受払簿により厳正に管理を行う。月に1度、受払簿と所有数が合っているかの確認を行う。</p>
<p>○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。</p>	<p>○財務取扱担当者は、「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行う。</p>

監査対象：事務支援センター

所見事項	措置状況
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いがなされるよう支援されたい。</p>	<p>○小中学校においては、統一様式の「郵券受払簿」により郵券管理を行っているが、記入漏れがあったり、臨時受入の分が記入されていなかったりと、適正に管理できていない部分については、郵券受払手順を職員に徹底し、一頁ごとの残数確認を必ず行うよう、各校に周知する。また、年度末に使用状況調査を小中学校で実施し、現有数及び年間使用数（金額）を把握するとともに、各校において適正な保有数となるよう調整する。</p>

(後期)

監査対象：議事課

所見事項	措置状況
○事務局は議会の活性化と議会改革に向け、中心的な担い手の一つであり、議会を支える立場として、支援に努められたい。	○市議会において、平成27年2月に議会改革提言書を取りまとめ、この提言項目の実施に向け、議会改革推進ロードマップを策定しました。議会事務局としまして、議会改革推進ロードマップに基づく議会改革の推進に向け、引き続き支援に努めてまいります。

監査対象：元気創造政策課

所見事項	措置状況
○「栗東ブランド」や本市の将来的な発展に向けた事業の発案・企画は、元気創造政策課が率先して取り組まれない。	○地方創生の理念に基づいた総合戦略の取り組みを推し進める中、本市の魅力ある地域資源を活用したブランドづくりやシティプロモーション等によるまちの魅力発信などの取り組みの推進を図るとともに、まちの持続可能な発展に向けた更なる取り組みと施策の発案・企画について、元気創造政策課が率先して取り組んでまいります。

監査対象：広報課

所見事項	措置状況
○市内の子ども達に、マスコットキャラクター「くりちゃん」とのふれあいの機会や、知名度を上げる取り組みを検討されたい。	○平成29年度は、平成28年度より引き続き、マスコットキャラクター「くりちゃん」のPR活動業務を委託し、市内で開催される行事・イベント等を中心に着ぐるみの出演を行い、「くりちゃん」や「栗東」への愛着心をもってもらえるよう活動してきました。なかでも、市内小学校で実施されている「くりちゃん検定」の当日は児童の登校時に合わせ、栗東市教育委員会学校教育課職員とともに激励し、訪問した小学校全校児童にはくりちゃんの名刺を配布しました。平成30年度におきましても、引き続き「くりちゃん」PR活動業務を委託することで、より魅力を発信するため、市内で開催される様々な行事・イベントへ積極的に出演し、子ども達や幅広い世代の市民の皆様にご協力いただき、「くりちゃん」の知名度を上げ、ひいては本市のPRになる活動に取り組んでまいります。

監査対象：財政課

所見事項	措置状況
○財政事情における広報やホームページへの掲載について、本市の取り組み状況や近隣市との比較、財政健全化への財政見通しなど、市民が理解しやすい十分な説明内容の発信を検討されたい。	○財政事情の市広報やホームページへの掲載については、可能な限り専門的な表現は避け、一般的な分かりやすい表現にするなどの工夫をしていますが、今後においても、「予算のすがた」を含め、より分かりやすくなるようさらに工夫してまいります。

監査対象：自治振興課

所見事項	措置状況
○栗東市自治連合会において、本市の財政事情や取り組み状況、財政健全化への道筋など、十分な説明を行い、理解を得るよう取り組まされたい。	○本市の財政事情をはじめとした政策・施策については、学区別自治連合会の場において、周知、理解を得られるよう取り組んでいます。また、翌年度の学区別要望受付時においても、自治連合会役員会の中で、市の財政事情を十分踏まえたうえでの要望件数を検討、決定いただいています。引き続き、十分な説明に努めてまいります。
○自発的な、かつ自立した地振協や自治連の活動が推進されるよう、大学連携なども含め、地域に根ざした事業の提案や運営を検討されたい。	○地振協や自治連の活動が自主的かつ自立的に推進されるよう、コミュニティセンターのあり方なども含めて研究、検討してまいります。また、協働のまちづくりの観点から、大学連携を含め、多様な担い手による地域づくりの可能性についても検討してまいります。

監査対象：危機管理課

所見事項	措置状況
○各自治会における防災士の任務と役割を明確化し、地域活動推進に努められるよう指導に取り組まされたい。	○市が養成した防災士については、自治会や自主防災組織の中で地域の防災リーダーとして、地域住民の防災意識の高揚や知識の習得に指導的人材として取り組んでいただくことを期待しています。そのための研修などを工夫して実施していきます。
○緊縮財政時代に、必須施設として建設された防災拠点施設の費用対効果を示す取り組みをされたい。	○危機管理センターは、災害時には、その対応の中心的役割を担う拠点として、輻輳する情報を一元管理し的確かつ迅速に災害対応をおこないます。また、平常時は、市の業務のほか、市民の防災・減災の意識高揚のための研修・訓練など広く市民に活用いただけるよう運用してまいります。

監査対象：総務課

所見事項	措置状況
<p>○「栗東市人材育成基本方針」に基づき、より一層の職員の資質向上と組織づくりに取り組まれない。</p>	<p>○「栗東市人材育成基本方針」の目指す職員像の実現に向け、求められる資質を養うことができるよう、階層別に培う必要のある能力を、長期的な視点に立って研修テーマとして設定し、年次的な戦略性を意識した職員研修に取り組みます。また、短期的にはコンプライアンス等、その時々的情勢から求められるテーマについて、最適な実施時期を逃すことがないよう、必要に応じて研修を実施します。</p>
<p>○時間外勤務時間数が全課において増加傾向に思われることから、適切な人員配置と併せて、職員の健康管理体制に取り組まれること。</p>	<p>○定員管理計画に基づく職員数適正化への取り組みと併せ、適材適所による人事配置に取り組み、可能な限り時間外勤務の増加を抑制するよう努めます。</p> <p>時間外勤務時間が恒常的又は月あたり長時間に及ぶような職員にあっては、所属長に対する注意喚起と併せ、法令に基づき産業医との面談機会を確保します。また、全般的には、カウンセリングの実施、各種健康診断の実施を通して職員の健康の保持・増進に努めます。</p>

監査対象：税務課

所見事項	措置状況
<p>○自主財源の根幹をなす税収の確保には滞納発生後、迅速な対応が必要である。個々の滞納者の状況を的確に把握し、尚一層の滞納整理に努められたい。</p>	<p>○滞納初期段階での対応が重要であることから、文書による催告を速やかに行います。また、窓口での納税相談や納付指導員による指導を通じて自主納付の推進に努めるとともに滞納者の生活状況等を把握します。そのうえで財産を調査し資力があるにも関わらず納税をされない方には預金差押等の滞納処分を積極的に行っていきます。資力の乏しい方については、総合相談等の場を活用し関係課と連携しながら納税にむけて働きかけていきます。</p>

監査対象：人権政策課

所見事項	措置状況
○部落差別解消推進法の啓発と、市民の人権意識の高揚に取り組まれたい。	○部落差別解消推進法の啓発として、9月の広報への掲載や街頭啓発などにより周知しております。また、部落差別は許されない、解消することが重要な課題であるということを基本認識として、継続して人権セミナー、人権文化事業などにより啓発に務め、市民の人権意識高揚に取り組みます。

監査対象：ひだまりの家

所見事項	措置状況
○「福祉と人権のまちづくりの発信拠点」としての事業展開並びに推進に取り組まれたい。	○ひだまりの家は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざすために、「福祉と人権のまちづくりの発信拠点」として位置づけ、「周辺地域を含むコミュニティセンター」としての役割を果たしています。重点事業である地域住民の自立支援に向けた各種相談、地域福祉活動及び教育事業は、訪宅活動や地域交流などにより、関係機関と協働連携し、地域交流及び人権啓発では、「部落差別解消推進法」について継続して周知啓発を行い、人権を尊重する意識を育み、差別をなくす意識を醸成する市民を増やす取り組みを推進します。

監査対象：総合窓口課

所見事項	措置状況
<p>○自動交付機の利用者が、マイナンバーカードへスムーズに切り替え・活用が出来るよう、また職務時間内の窓口申請に誘導できるよう、十分な啓発に取り組まれない。</p>	<p>○市役所に設置している自動交付機は、平成30年3月31日をもって終了するため、広報やホームページへの掲載のほか、ポスターやチラシを作成し、自動交付機や窓口に掲示して周知を図ってまいりました。また、チラシは平成29年8月と30年2月の2回、自治会回覧を実施しました。自動交付機の廃止後は、窓口での交付またはコンビニ交付サービスをご利用いただくことになるため、チラシには、コンビニ交付の利便性やコンビニ交付に必要となるマイナンバーカードの申請方法についても併せて掲載し、業務時間外に証明書の交付を希望される場合は、マイナンバーカードを取得されるよう啓発を図りました。廃止後しばらくの期間は、窓口での混雑が懸念されますが、来庁者には窓口で申請していただくよう丁寧な説明と案内をするとともに、今後においても更にマイナンバーカードが普及し、コンビニ交付が推進されるよう、あらゆる機会を通して啓発に取り組んでまいります。</p>

監査対象：社会福祉課

所見事項	措置状況
<p>○高齢者や病気を抱える人の介護、また生活保護や不登校児童など、多岐にわたる地域住民の相談が増加傾向にあることからケースワーカーの充実を図られたい。</p>	<p>○日常生活を営む上でさまざまな困難さを感じている人への支援では、垣根のない包括的な支援が求められます。生活保護においてはケースワーカーといった現業職をはじめ、健康管理、就労支援等多角的な相談支援体制の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援においては自立支援相談の取り組みや関係課、機関等との連携体制を構築するなど、今後も相談支援の体制整備に努めてまいります。</p>

監査対象：保険年金課

所見事項	措置状況
<p>○後期高齢者医療制度の保険料の改定および保険料軽減特例の見直しがされ、段階的に軽減が減り、平成31年度には軽減が無くなることから、対象者には丁寧な制度説明を行い、また保険料未納者には保険料の未納が膨らまないよう滞納発生後、迅速な対応をし未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>○後期高齢者医療制度の保険料の改定および保険料軽減特例の見直しの説明については、新聞折込での案内、市広報紙への掲載、また、保険料決定通知書発送時に全被保険者に対してリーフレットを同封し、啓発をしていくとともに、窓口、電話等では高齢者の特性に充分配慮し、対応をしていきます。未収金の縮減の対応については、新規到達者に対して、1回目の督促状を発送する前に、納付勧奨を文書で行なうとともに、3期連続で未納状態となっている被保険者については自宅訪問を実施します。また、年金支給月には催告状の発送、訪問徴収を実施し、一括納付が困難な人に対しては、分割納付をしていただき、未納対策に努めていきます。</p>

監査対象：障がい福祉課

所見事項	措置状況
○障がいへの理解と差別解消については、行政が先駆者であるべきものと認識し、啓発等を含め取り組まれない。	○庁内掲示板等を活用して、職員対応要領の周知を図るとともに、事例を示して合理的配慮の理解を深め、障害を理由とする差別の解消に向けた意識の向上を図れるよう啓発をすすめます。また、12月の障害者週間の障がい者活動展示や、市ホームページ等で市民への啓発についても取り組みを進めます。

監査対象：長寿福祉課

所見事項	措置状況
○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に伴い、専門職をはじめとする人員の確保など、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築強化に取り組まれない。	○平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険の保険者としての機能の強化を図るために人員の確保を図り、自立支援・重度化防止を推進してまいります。また、計画期間内に年次的に圏域地域包括支援センターの設置や生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置を進め、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

監査対象：子育て応援課

所見事項	措置状況
○家庭児童相談は、子育てや産後ケアなど気軽に相談が出来るよう充実した窓口の設置と啓発に取り組まれない。	○専門性を有する職員により相談に来られる保護者等のニーズに応じた相談体制が組めるよう、保健や保育、教育、療育機関との連携強化にも努め、栗東市要保護児童対策地域協議会の調整機関として継続して努めていきます。平成30年度は相談員を1名増員し、5名体制として一層充実した相談体制を図ります。

監査対象：子ども発達支援課

所見事項	措置状況
○増大する発達支援は長い目で支援していく必要があり、専門職員の確保と職員の更なる資質向上に努められない。	○職員の資質向上のための研修機会の確保につきましては、研修会への参加等ができるように予算措置を行い、時間の確保に努めております。また、資格要件のある専門職員の確保については、資格取得のための研修会等への参加を促し、対応できるよう進めてまいります。

監査対象：幼児課

所見事項	措置状況
○社会的に保育士不足の傾向の中、各園とも恒常的な人員不足で苦慮されているが、円滑な園運営のためにも、引き続き人材確保に取り組まれない。	○円滑な園運営、充実した保育環境の提供を行ううえでは、保育士の確保も重要な要素であることから、昨年度に引き続き、潜在保育士の就労支援のため、研修会を実施することにより、保育士の発掘・確保に努めてまいります。また、保育士の就業継続及び離職防止を図り、働きやすい職場環境を整備するため、保育支援員の配置を行います。

監査対象：健康増進課

所見事項	措置状況
○なごやかセンターは平成16年10月に竣工された建物であり、一般市民が多く集い利用される施設であることから、長寿命化計画と併せ、耐震化の早期の調査に取り組まれない。	○平成16年度に竣工した総合福祉保健センター（なごやかセンター）の保全、長寿命化を図るため、栗東市公共施設等総合管理計画及び栗東市公共施設の個別施設計画策定のための方針に沿い、平成32年度までに具体的な対応方針を定めます。

監査対象：環境政策課

所見事項	措置状況
○平成40年稼働に向けた新たな環境センターの整備方針に取り組まれない。	○新たな環境センターの整備につきましては、平成40年度の稼働に向けて、平成31年度からごみ処理基本計画の策定に着手いたします。
○火葬場整備の方針や対応について、早急に取り組まれない。	○火葬場整備につきましては、高齢化に伴って拍車がかかり需要が増加することが見込まれることから、平成30年度に基礎調査を行い、火葬場整備のあり方について検討してまいります。

監査対象：農林課

所見事項	措置状況
○学校給食への食材提供としての活用も含め、農業者の自立や、また農地の保全に向けた施策を検討されたい。	○農業者の自立や農地の保全に向けた施策については、平成30年度に開設する新学校給食共同調理場での米飯給食用米や野菜の調達・供給に向け、栗東産であることや更に付加価値のある環境にこだわった農産物の提供に努め、学校給食への利用度を高めるなど、農業者の営農意欲向上に繋がるよう今後も関係機関との調整を図りながら取り組んでまいります。
○こんぜの里バンガロー村など指定管理の契約仕様の見直し検討、また費用対効果を含めた将来の利活用を検討されたい。	○現在、締結している指定管理者協定書については、平成28年度から32年度までの5ヵ年となっており、内容等の見直しについては次回の更新までに検討をしてまいります。また、こんぜの里バンガロー村を含む農業関連施設については、本市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、費用対効果を踏まえ、運営、管理コストの削減、省エネ対策の検討を行ない、引き続き施設の安全確保、長寿命化に向けた取り組みを行います。

監査対象：商工観光課

所見事項	措置状況
○地域資源を活用した多用な企画による観光事業の推進と地域ブランドの確立により、栗東市の魅力を発信し、観光客の誘導・集客に取り組みたい。	○平成29年度に実施をした「観光客ニーズ調査」並びに「観光関連産業実態調査」の結果から、地域資源の活用や地域ブランド確立による経済効果と集客効果等を分析し、観光施策構築に向けた基本的方向を整理します。

監査対象：経済振興労政課

所見事項	措置状況
○東部地域は交通等の地理的要因も良く、企業誘致の期待も高いことから、早期の整備完了に向けて取り組みたい。	○この地域の中核道路となる(仮称)東西線道路の整備を図ることにより企業立地を誘発すべく、平成19年度より道路の概略設計や地質調査等を進めてきており、現在は保安林解除に向けた事前相談業務に取り組んでいます。今後は、(仮称)東西線道路を平成30年度に見直しをする道路整備アクションプログラムに位置付けをすることにより、保安林解除については一定の目途が立つことから、「栗東ニューテクノパーク」の早期具現化を目指し、事業進捗を図ってまいります。

監査対象：都市計画課

所見事項	措置状況
○栗東市立地適正化計画の具現化を図っていけるよう、関係課・関係機関等と十分に協議・検討し取り組まれない。	○立地適正化計画は、将来の人口減少、少子高齢化を見据えた都市構造の再構築として、上位計画等との整合を図り、施策等の具現化・運用等については、関係機関等との協議・検討を深めつつ、取り組んでまいります。

監査対象：道路・河川課

所見事項	措置状況
○都市計画道路の新設整備に伴い、用地取得等苦勞されているが、事業の更なる進捗に向け努力をされたい。	○都市計画道路の新設整備については、用地取得での相談や代替地などの課題に対し、地権者と粘り強く交渉を重ね用地取得を行い、事業進捗を図ってまいります。

監査対象：土木交通課

所見事項	措置状況
○道路愛護活動は、「りっとう美知メセナ」も含め、活動の広がりや必要性の啓発など、今後の取り組みについて検討されたい。	○自治会など地域住民との協働による道路愛護の活動について、これまでも地元自治会に参加協力を呼びかけておりますが、高齢化等による人員不足を理由に新規のみならず、継続していただくことも難しい状況です。しかし、企業と協力していく「りっとう美知メセナ」制度への参加拡大等により、地域・企業・道路管理者がパートナーとして連携、協力し、道路環境美化に努めてまいります。また、市長のトップセールスや広報活動を通じ、道路の役割及び重要性についても啓発に努めてまいります。

監査対象：国・県事業対策課

所見事項	措置状況
○国・県事業は、本市においての重要課題解消事業であることから、要望活動を含め、早期事業着手と完了に取り組まれない。	○重要課題解消事業との認識のもと、安全・安心なまちづくりの実現に向け、各種団体との連携した要望活動をはじめ、国・県とともに早期の事業促進に取り組めます。

監査対象：住宅課

所見事項	措置状況
<p>○市営住宅の修繕工事が増加傾向にあるのに反し、入居が進まない団地がみられる。施設維持管理の観点からも、管理戸数の見直しを検討されたい。</p>	<p>○市営住宅の老朽化が進むなか修繕を要する箇所が増加傾向にあり、効率的で効果的な維持補修や長寿命化対策を検討することが必要となっております。このため、本年度より着手しました長寿命化計画の改訂では、国のガイドライン改訂を反映するなかで、依存財源の確保に向け、計画的で効率的な施設の維持管理を進めていきます。また、入居希望者の動向や選考理由等を分析しつつ、平成33年度で計画期間を終える住生活基本計画の見直しに向け、管理戸数の見直しも含めた評価・検証を進めていきます。</p>

監査対象：上下水道課

所見事項	措置状況
<p>○市民生活に重要な影響を及ぼす上・下水道料金の見直しにおいては、十分な経営分析に基づき、市民への啓発と周知手法等、実施に向けて検討されたい。</p>	<p>○水道料金の見直しについては、本年度策定した水道事業経営戦略に基づき、経営健全化を図るなかで、料金体系の見直しや改定時期等も含め、適切な料金設定を検討していきます。また、下水道使用料の見直しについては、次年度策定する公共下水道事業経営戦略ならびにストックマネジメントに基づき、企業債の償還や施設の更新・修繕投資等について十分な分析を行い、経営健全化に向けた経費節減策および資金確保策を模索していきます。あわせて、水道事業ならびに公共下水道事業それぞれの経営状況について、市の広報やホームページ等を活用し、市民にわかりやすい情報発信を行なっていきます。</p>
<p>○水道使用料及び下水道使用料については、滞納発生後、迅速な対応が必要である。個々の滞納者の状況を的確に把握し、完納促進に向けた取り組みを実施し、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>○水道料金ならびに下水道使用料の滞納対策については、書面による督促のほか、電話催告や訪問徴収等を随時実施し、納付相談時には滞納者個々の生活状況等を聞き取りながら分納に応じています。また、折衝に応じない滞納者に対しては、給水停止（水道）や財産調査・差押等（下水道）を実施し、更なる未収金の縮減に努めてまいります。</p>

監査対象：教育総務課

所見事項	措置状況
<p>○小中学校における児童・生徒数は人口推計値や社会的要因（開発）により増加傾向にある。開発等による増加については、早期の状況把握に努め、施設改修計画をたて、児童・生徒が快適な学校生活を過ごせるように努められたい。</p>	<p>○小中学生の児童・生徒数推移については、毎年度5月1日現在における当該年度の児童・生徒数をもとに、国立社会保障・人口問題研究所推計等による人口推計の手法を取り入れ、自然増、社会増を考慮した栗東市の将来的な人口推計により校舎の増築については計画しています。これにより、現在も児童・生徒増の推計値をもとに治田小学校、葉山東小学校における増築工事を進めているところです。今後とも開発等に伴う社会情勢の変化等が人口推計に与える影響を考慮に入れながら、児童・生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、学校環境整備に向けて児童・生徒数推移を引き続き注視してまいります。</p>
<p>○安心、安全でおいしい給食の提供のために、安全衛生管理・指導を徹底され、施設の維持管理にも細心の注意を払われたい。また、学校給食共同調理場の更新については、あらゆるリスクを想定し、操業に向け万全の態勢で取り組まれたい。</p>	<p>○学校給食衛生管理基準に則り、日々厳密な衛生管理のもと調理を実施するよう、調理委託事業者に対し指導を徹底しております。施設の維持管理におきましては、施設や厨房機械の老朽化に伴い、外気遮断性や機械の故障等が懸念されますが、欠食等事故が発生しないよう、可能な限りの対策を講じてまいります。また、新調理場の更新につきましては、調理・配送・配膳業務委託事業者に対し、綿密な計画のもと万全の体制で取り組み、準備するよう指導を行います。</p>

監査対象：学校教育課

所見事項	措置状況
<p>○新学習指導要領への対応や、子どもと向き合う時間の確保等、教職員の「働き方改革」は、喫緊の課題となっている。教員と連携したサポートスタッフの積極的な活用や、業務の削減及び勤務環境の整備を進められたい。</p>	<p>○子どもと向き合う時間の確保と各校における授業改善を一層促進させるため、来年度は「校務アシスタント」を導入し、試行することで教職員の「働き方改革」に取り組むたいと考えています。この「校務アシスタント」は、国・県 2/3 の補助金を活用した「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」により実施するものです。「校務アシスタント」は、市内の3つの小中学校に配置します。学級担任や教科担当者の印刷業務や提出物点検、掲示物作成補助や教材準備など、職員室における多くの業務を担当することで、教職員の業務軽減を行うことを主な業務としております。この人員配置により、配置校における超過勤務時間が月45時間超の教員の割合を50%以下（平成30年12月期までに）となるように成果指標を設定したいと思ひます。</p>

監査対象：人権教育課

所見事項	措置状況
<p>○地区別懇談会における参加者の固定化や、プログラムのマンネリ化を防ぐためにも講師の話題提供や講演内容を工夫されたい。</p>	<p>○人権啓発リーダー講座の回数を増やし研修を充実させることで、講師団の力量を高めプログラムがマンネリ化しないように努めます。また、モデル自治会の取り組みを継続し、いろいろな形態の地区別懇談会を体験してもらうとともに、その内容をより広く周知することで、地区別懇談会の充実を図りたいと考えています。</p>

監査対象：生涯学習課

所見事項	措置状況
○関係団体や組織の運営については、事務局としての事務執行上の責務の明確化と運営に務めること。	○関係団体や組織の運営につきましては、事務局としての事務執行上の責務を明確化するため、要項などを再度見直し、より適正な運営を行います。

監査対象：自然観察の森

所見事項	措置状況
○施設の老朽化に伴う長寿命化対策調査を検討されたい。	○栗東市公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新について、更新時期を迎えたネイチャーセンター棟等施設更新に向け長寿命化計画策定の検討を進めてまいります。

監査対象：スポーツ・文化振興課

所見事項	措置状況
○史跡・遺跡等の、市の文化遺産の観光案内マップの作成等を検討され、積極的な啓発に取り組まれたい。	○平成30・31年度に「栗東市の古墳」マップの改訂をおこなうとともに、当面の間は観光部局発行の「ぶらり栗東」観光マップの中で文化遺産の内容を充実させていきます。また文化遺産の所有者・管理者との合意形成を図りながら文化遺産マップの作成や、元気創造政策課がすすめる地域資源登録管理情報機能への参画も検討していきます。
○施設の賃借料の算定は公平・公正で適切な価額でなければならない。買収価額を上回る長期間の賃借物件については適切な対応を検討されたい。	○大宝テニスコート土地賃貸借については、平成33年に契約終了となることから、その後のテニスコート存続の可否も含め、検討をおこなってまいります。滋賀県立栗東体育館土地賃貸借については建物所有者である県教委と今後の施設のあり方について、協議・検討をすすめてまいります。

監査対象：図書館

所見事項	措置状況
○本館は築30年が経過し、安全な管理運営をするためにも、施設や設備の計画的な改修に努められたい。	○「栗東市立図書館基本的運営方針」に基づき年次的に改修に努めてまいります。平成29年度は第1期工事として一部屋上防水及び北面、東面の外壁補修工事を実施しました。平成30年度には第2期工事として残り部分の改修工事を実施する予定です。

監査対象：農業委員会事務局

所見事項	措置状況
<p>○栗東ブランド農産物の発掘・栽培など、農業振興地域の農地保全が維持できるよう、農業者の自立や連携しての取り組みの提案など検討されたい。</p>	<p>○農業振興地域の農地保全が維持できるように、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携・協力体制の基に、農業委員会の主たる任務である農地等の利用の最適化の推進を図ってまいります。つきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」をまとめ、意見交換の場を通じた関係機関への提案により、栗東ブランド農産物の発掘や農業者の自立・連携に対して取り組みが図られるよう努めてまいります。</p>

監査対象：会計課

所見事項	措置状況
<p>○おうみ自治体クラウド協議会における財務会計システムの導入に向け、リスクや課題等の防止策など、十分に検討し準備されたい。</p>	<p>○おうみ自治体クラウド協議会における基幹系システムの導入における課題点等を参考にし、財務会計システムの導入につきましても協議会における近隣市との情報共有やリスク対策等の検討を行い、準備を進めてまいります。</p>